



鳥取市子ども家庭総合支援拠点について

健康こども部 こども家庭相談センター
山中 八寿子

【本日の内容】

「子ども家庭総合支援拠点の設置について」

- I. 鳥取市の概要と機構
- II. 子育て世代包括支援センターこそだてらす
- III. 子ども家庭総合支援拠点
- IV. 拠点の課題、今後の見通し

I、概要と機構

鳥取市の概況

(1)地勢

本市は、鳥取県東部に位置し、北は日本海に面し、東は岩美町及び一部兵庫県、西は湯梨浜町及び三朝町、南は八頭町、智頭町及び一部岡山県に接し、県庁所在都市として鳥取県東部広域圏の中心をなしています。面積は765.31平方キロメートルで、山陰最大の都市となりました。

また、四季のうつろいを実感できる比較的温暖な気候で、千代川により形成された鳥取平野を中心に広がり、海、山、川、池など多くの自然に囲まれています。

岡山、姫路からは100km、神戸、大阪、京都からは150kmの圏域にあります。

(2)人口、世帯

人口 188,369人（男 90,786人、女 97,583人）（18歳未満人口 30,336人・平成30年12月末現在）
世帯数 79,959世帯 （注）平成30年12月1日現在の人口

(3)出生数

平成25年	1,631人
平成26年	1,644人
平成27年	1,637人
平成28年	1,579人
平成29年	1,420人

(4)出生率

平成25年	人口千対	8.4	（県 8.3 全国 8.2）
平成26年	人口千対	8.4	（県 7.9 全国 8.0）
平成27年	人口千対	8.5	（県 8.1 全国 8.0）
平成28年	人口千対	8.2	（県 7.8 全国 7.8）

(5)合計特殊出生率

平成25年	1.55	（県 1.62 全国 1.43）
平成26年	1.60	（県 1.60 全国 1.42）
平成27年	1.66	（県 1.65 全国 1.45）
平成28年	1.59	（県 1.60 全国 1.44）

機構等の変遷

平成16年11月

1市8町が合併・・・○『中央保健センター』と8総合支所の『市民福祉課』で保健事業を展開。保健事業の中で児童虐待対応も行っていった。

○『こども家庭課』(旧 児童家庭課)において家庭児童相談を実施

平成17年4月・・・○中央保健センター課内室として『こども家庭支援室』設置

児童家庭相談援助と要保護児童対応

平成24年4月・・・○『こども発達・家庭支援センター』として新設

家庭支援係 ・発達支援係 ・児童発達支援センター若草学園

児童家庭相談支援、虐待防止と児童の発達支援も併せて行う

平成25年4月・・・○『鳥取東健康福祉センター』新設

平成27年4月・・・○子育て世代包括支援センターの機能を有す

『こども発達・家庭支援センター』

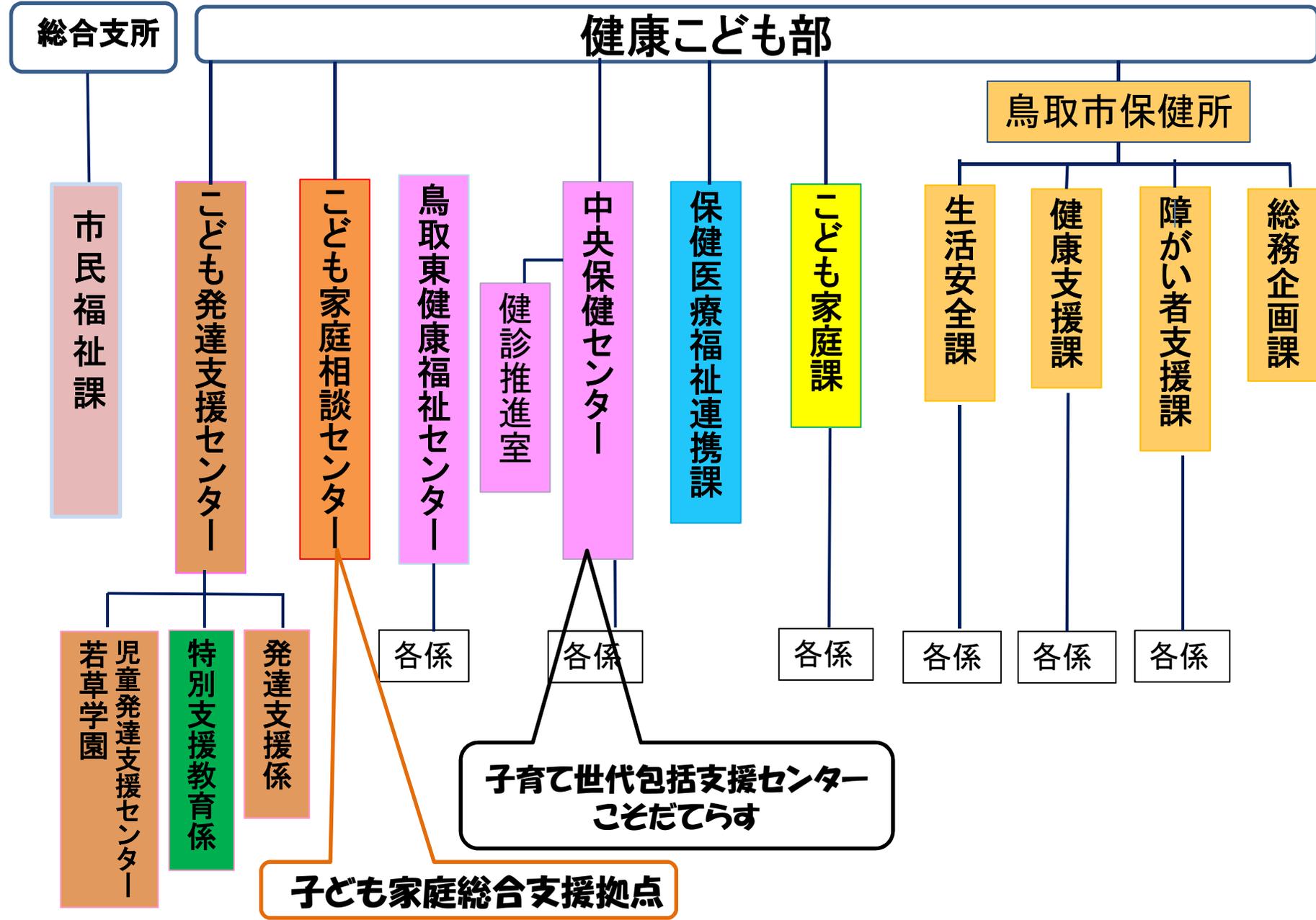
平成29年4月・・・○子育て世代包括支援センター「こそだてらす」を設置

『中央保健センター内』

平成30年4月・・・○子ども家庭総合支援拠点の整備

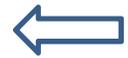
『こども家庭相談センター』

健康こども部と総合支所



中央保健センター

所長(一般行政職)



健康こども部統括保健師

<予防係>... 7名

一般行政職 4名

看護師1名 {非常勤嘱託職員} 事務職2名 {非常勤嘱託職員}

利用者支援事業
(母子保健型)専任助産師

<母子保健係>... 14名

保健師 10名 {正職員8名と非常勤嘱託職員 2名} 助産師 1名 {非常勤嘱託職員}

歯科衛生士 1名 看護師1名 {非常勤嘱託職員}

臨床心理士 1名

<成人保健係>... 10名

保健師 7名 {正職員6名と非常勤嘱託職員1名} 看護師2名 {非常勤嘱託職員}

歯科衛生士1名 {非常勤嘱託職員}

<食育推進係>... 5名

栄養士 5名

こども家庭相談センター

所長（保健師）

こども支援グループ 12名

一般行政職3名 {正職員2名と非常勤嘱託職員1名}

保健師2名 {正職員1名と非常勤嘱託職員1名}

保育士3名 {正職員1名と非常勤嘱託職員2名}

社会福祉士1名

心理職3名 {正職員1名と非常勤嘱託職員1名 週2日の雇い上げ1名}

利用者支援事業
(母子保健型)専任保健師

女性支援グループ 2名

家庭・婦人相談員1名 {保育士 非常勤嘱託職員1名}

家庭・婦人相談員1名 {相談業務 非常勤嘱託職員1名}

鳥取東健康福祉センター

所長（保健師）

地域保健係 11名

保健師7名{正職員7名}

栄養士1名{正職員1名}

看護師1名{非常勤嘱託職員1名}

一般行政職2名{正職1名 非常勤嘱託職員1名}

児童福祉法・児童虐待防止法、母子保健法等による 妊娠期からの子育て支援

平成12年11月施行・・・児童虐待の防止等に関する法律・・・児童虐待の定義と住民の通告義務
保健センターにおいて虐待を受けた児童の対応をしていた

平成16年10月以降順次施行・・・児童虐待防止法・児童福祉法の改正
中央保健センターこども家庭支援室において児童家庭相談援助と要保護児童の通告相談受理と支援
妊娠期から特に支援が必要な妊婦や、出産後支援が必要と思われる産婦のサポートを保健センター等の地区担当保健
師と共に支援を実施

*この当時は、母子健康手帳交付時面談はしていたが、アンケートによる全妊婦の状況把握は行っていなかった。

平成17年4月 中央保健センターこども家庭支援室において児童家庭相談と要保護児童の通告相談受理と支援を実施

平成21年4月施行・・・児童福祉法の改正・・・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の法定化、努力義務化
要保護児童対策地域協議会の機能強化(要支援児童と特定妊婦も対象)

平成23年2月 早期母子支援事業開始・・・母子健康手帳交付時に**全ての妊婦にアンケートを実施**
妊娠に対する思い、精神面の状態や経済・支援者の有無等の状況を把握し、妊娠中や出産後においても
支援が必要と思われる妊産婦と子育て期の親へのサポートを開始。

平成26年8月 **【妊娠・出産包括支援モデル事業】**・・・国のモデル事業
目的：妊産婦等の多様な支援ニーズに応じ、妊娠から出産、子育て期までの切れ目ない支援を行う。
①母子保健コーディネーターを配置し必要な支援につなぐ**母子保健相談支援事業**
②妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う**産前・産後サポート事業**
③産科医療機関からの退院直後の母子への心身のケアや育児サポートなどを行う**産後ケア事業**

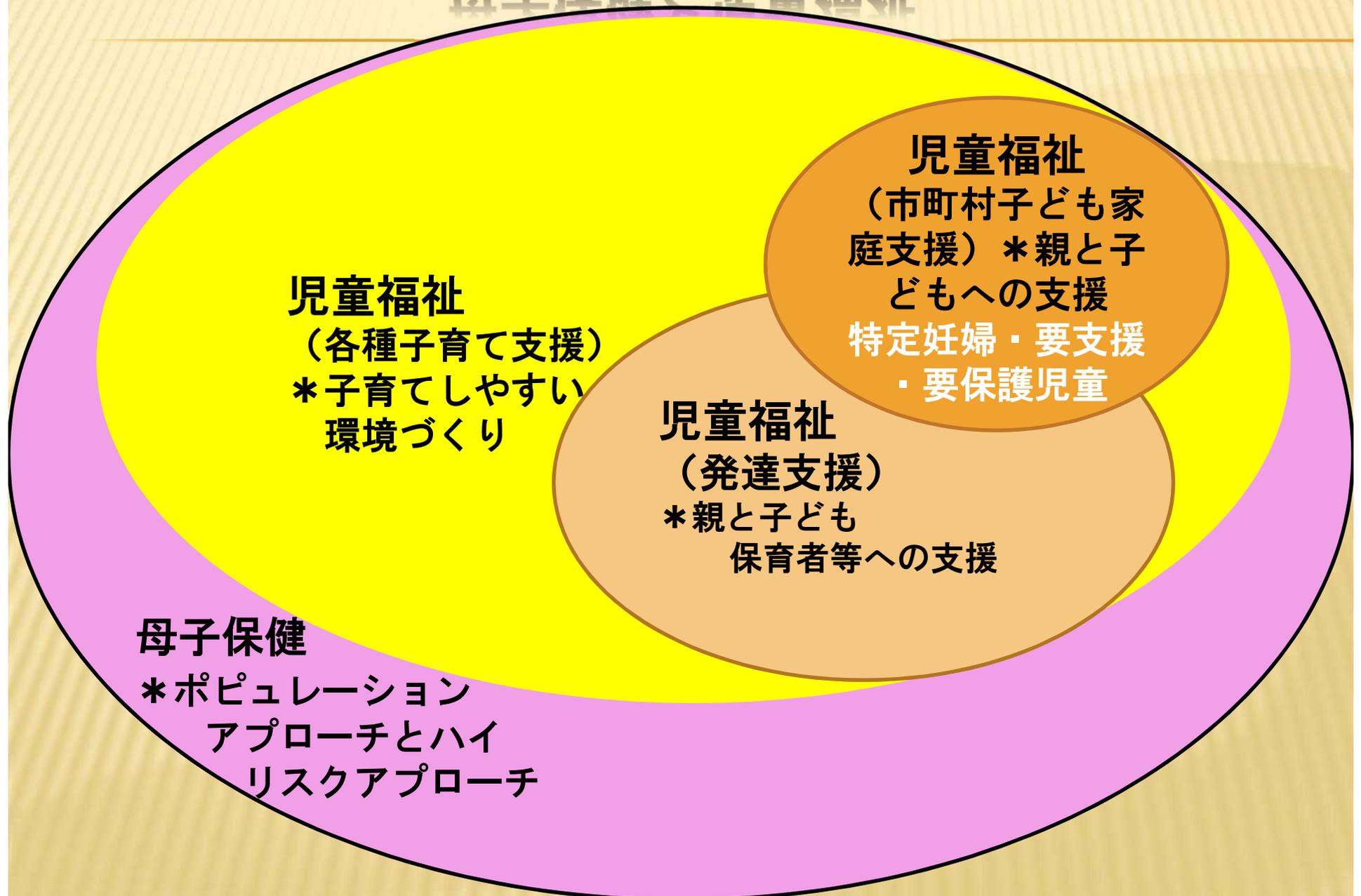
平成27年4月 こども発達・家庭支援センターが子育て世代包括支援センターの機能を有して業務を行う。

平成28年6月 児童福祉法・母子保健法・児童虐待防止法の改正

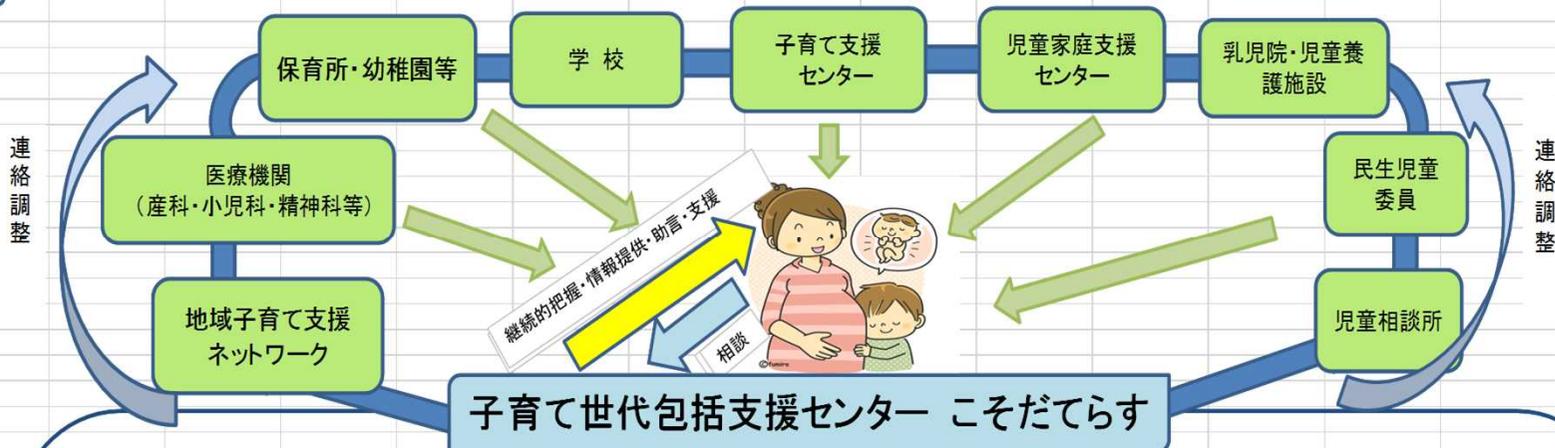
平成29年4月 子育て世代包括支援センター「こそだてらす」を設置

平成30年4月 「子ども家庭総合支援拠点」を整備

母子保健と児童福祉



鳥取市子育て世代包括支援センター ～こそだてらす～



保健センター

○全妊婦の状況を把握（母子健康手帳交付時アンケートを実施）し相談支援。必要な情報を提供する。必要に応じて妊産婦支援プランを作成し支援する。また、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等の保健サービスを通じて子どもの育ちと子育てを支援。

こども家庭相談センター

○妊娠期から子育て期にわたるまで、特に支援が必要な妊産婦等に総合的な相談支援を実施。出産後も地区担当保健師と共に継続的に支援する。

妊娠前

妊娠期

出産

産後

子育て期

不妊・不育症への支援
（治療費助成、相談）

全妊産婦相談（必要に応じて妊産婦支援プランを作成し支援する）

特に支援が必要と思われる妊産婦への相談支援 ～妊産婦のニーズに合わせた支援のコーディネート～

産前・産後サポート事業、産後ケア事業（母子ショートステイ、母子デイサービス、乳児一時預かり）

産後サロン

利用者支援事業（母子保健型）

妊婦健診

新生児訪問指導・乳児家庭全戸訪問事業

乳幼児健診（3か月児、6か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）発達相談

妊娠SOS相談

特定妊婦・要支援児童・要保護児童等への支援

養育支援訪問事業・子育て短期支援事業（（ショートステイ・平日日帰りステイ・ワイルドステイ）

子育て家庭支援

・多様な保育サービス ・病児、病後児保育 ・一時預かり ・休日保育 ・地域子育て支援センター
・0123子育て広場 ・ファミリーサポートセンター事業 ・ひとり親家庭支援事業

Ⅱ. 子育て世代包括支援センターこそだてらす

《妊娠期から子育て期(乳幼児期)までの切れ目ない相談支援》

1. 利用者支援事業(母子保健型)

- ・主に妊産婦及び乳幼児を対象に、実情の把握、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整行う。

2. 妊娠・出産包括支援事業

- ① 産前・産後サポート事業・・・電話・訪問等による相談支援
産後サロン

3. 母子保健事業・発達相談

フォローが必要な乳幼児の保護者への保健指導

4. 予防接種事業

5. 地域子育て支援ネットワーク

6. 保健指導・子育て支援

特定妊婦・要支援児童・要保護児童等と家庭への支援

・電話や家庭訪問、医療機関訪問等で相談支援

7. 子育て相談ダイヤル

* こども家庭相談センターと共同

1. 利用者支援事業(母子保健型)

妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届け出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関等のコーディネートを行い切れ目のない支援を行う。

- 1) 妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること
- 2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- 3) 必要に応じて、妊産婦相談支援計画を策定・・鳥取市は妊婦の27.4%に作成
(平成29年度 妊婦1566人に対し429人に作成)
- 4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行い支援のコーディネートを行う。(主に児童福祉部署が行い地区担当保健師と共同で支援)

妊産婦等にきめ細かい支援を継続的に提供し、安心して妊娠・出産・子育てが行えるよう支援する。

1 利用者支援事業(母子保健型)＝子育て世代包括支援センター

- ① 母子健康手帳交付時にアンケートを実施
全ての妊婦の状況を把握し相談を受ける。(必要に応じてこども家庭相談センターの相談員も相談を受ける)
- ② 包括支援センター連絡会(毎月曜日、こそだてらすと支援拠点の助産師、保健師がアンケート等を基にフォロー妊婦のピックアップと支援方針を検討)
- ③ 支援が必要な妊婦の「妊産婦相談支援計画」を作成し支援のコーディネートを行う
- ④ フォローが必要と思われる妊婦へ妊娠8か月頃電話相談

～以下はこども家庭相談センター(主担)と地区担当保健師共同～

- ⑤ 産科医療機関への情報提供依頼と支援依頼
- ⑥ 出産後、特定妊婦は病院へ訪問⇒新生児訪問(地区担当保健師と同伴)
- ⑦ 支援が必要な産婦の継続支援(家庭訪問、来所相談、電話相談)
行政の関係部署や外部関係機関(医療機関、児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター等)のコーディネートを行う。

～特定妊婦は概ね6か月児健康診査までは地区担当保健師と共同で支援～

順調な発育発達、適切な養育の場合は、母子保健が主担となり地区担当保健師が関わる。

1. 利用者支援事業
《妊婦アンケート》

妊娠おめでとうございます。

鳥取市では、お答えいただいた内容をもとに安心して妊娠・出産・育児がおこなえるようお手伝いしていきたいと考えております。差支えない範囲で、以下の質問にお答えください。なお、ご記入いただいた内容は個人情報として取り扱い、プライバシーを保護します。

(記入者氏名

) 受付日

No.

このような質問項目です

1. 妊娠が分かった時の気持ち
2. 今のこころの状態
3. 今までにこころの問題で、カウンセラーやこころの専門医師に相談したことがあるか、あれば状況
4. 保険証の有無
5. 生活が苦しかったり、経済的な不安があるか
6. パートナーにうち明けること(相談)ができるか
7. パートナー以外にも相談できる人がいるか、いれば誰か
8. 分娩の際や産後に支援、協力してくれる人がいるか、いれば誰か
9. 出産後の子育ての不安があるか、あればその内容
(現在お子さんをお持ちの方に伺います)
10. 育児上の心配や不安があるか、あればその内容
11. 今の気持ちや生まれてくる子への思いや不安

*安心して出産育児を迎えていただけるよう、妊娠中に助産師、保健師等から電話をさせていただく場合があります。
・希望される方は○をしてください。 …………… 妊娠中の電話を希望する

面接担当者()

1. 利用者支援事業
《妊産婦相談
支援計画》

鳥取市妊産婦相談支援計画票						
妊産婦	氏名			年齢	歳	地区 ()
	出産予定日	平成	年	月	日	母子手帳番号
				母子手帳交付時の週数	妊娠 週	
アセスメント(母子手帳交付時または初回相談を受けたとき) ※該当する□に✓し、状況を記載。						
質問票						
1	<input type="checkbox"/>	望まない妊娠である				
2	<input type="checkbox"/>	母自身に体調の不良やこころの不安定さがある				
3	<input type="checkbox"/>	精神疾患の既往がある				
4,5	<input type="checkbox"/>	経済的な不安がある				
6	<input type="checkbox"/>	パートナーとの関係が良くない				
7	<input type="checkbox"/>	パートナー以外、相談者がいない				
8	<input type="checkbox"/>	家族などから支援が受けられない				
9,10	<input type="checkbox"/>	出産・育児に対する不安が強い				
	<input type="checkbox"/>	若年(10代)妊婦である				
	<input type="checkbox"/>	シングルである				
	<input type="checkbox"/>	その他				
	()
目標(妊娠～分娩)				立案日 年 月 日		
妊娠期の支援計画						
<input type="checkbox"/> 妊娠期の電話						
<input type="checkbox"/> 妊娠期の訪問						
<input type="checkbox"/> その他 ()						
実施した支援				実施日 年 月 日		
<input type="checkbox"/> 妊娠期の電話						
<input type="checkbox"/> 妊娠期の訪問						
<input type="checkbox"/> その他						

2. 妊娠・出産包括支援事業

① 産前・産後サポート事業……地域の実情に応じて実施

目的： 助産師、保健師等の専門家による妊産婦等の悩みや子育てに関する相談支援により家庭や地域での孤立感の解消を図ることを目的とする。

対象者： 身近に相談できる者がいないことなど、支援を受けることが適切と考えられる妊産婦等

1) 電話や家庭訪問による相談支援

妊産婦の悩みや乳幼児の発育・発達・養育等の相談

2) 産後サロン

生後2か月～7か月までの母子

* こども家庭相談センターと共同

産後サロン～ひだまりサロン～

目的:産後間もない母親と赤ちゃんが交流する場をつくり、子育ての不安解消及び育児支援を行う

対象:中央地域で出生した母親と赤ちゃん
(第1子7か月まで)

スタッフ:助産師、保健師、子育てボランティア

回数:12回(毎月1回)

内容:計測、育児相談、母親同士の交流、ふれあい遊び

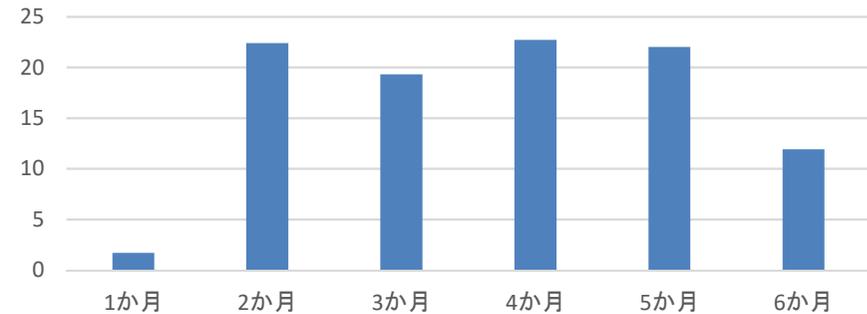
【平成29年度 参加者】

実:140組 延:295組

核家族:91.4% 実家が市外:30.7%

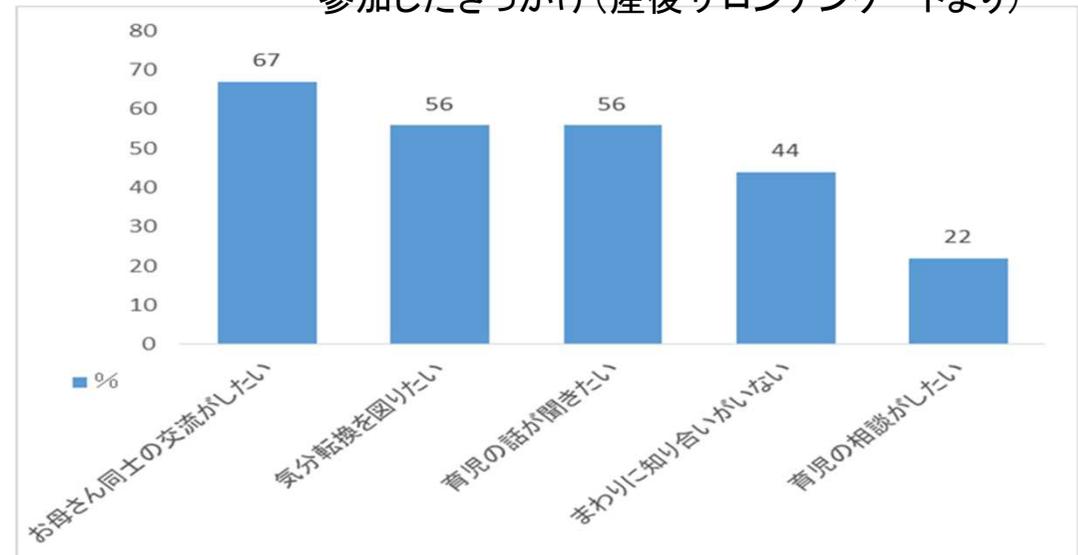
要支援者:25組

参加者の月例(延) %



満 1か月	1.7
満 2か月	22.4
満 3か月	19.3
満 4か月	22.7
満 5か月	22
満 6か月	11.9
%	100

参加したきっかけ(産後サロンアンケートより)



2. 妊娠・出産包括支援事業

② 産後ケア事業…地域の实情に応じて実施

目的：出産直後の母子への心身のケアや育児のサポートを行うため、宿泊型によりサービスを提供し、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

対象者：家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない、かつ、体調不良や育児不安等がある、その他特に支援が必要と認められる産婦及びその子。

1) 電話や家庭訪問による相談支援

助産師、保健師等による授乳指導・沐浴指導等、相談員による相談支援

* こども家庭相談センターと地区担当保健師共同

2) 母子ショートステイ(宿泊型)

家族等から十分な援助が受けられず、かつ、体調不良や育児不安がある産婦と生後3か月までの乳児が最長1週間を限度に産院・助産所等に宿泊し母体ケア、乳児ケア等を受けることができる。

母子1日 3,000円(市民税課税世帯) 1,500円(市民税非課税世帯) 0円(生活保護世帯)

3) 母子デイサービス(生後3か月まで)

母子4時間まで 1,000円(市民税課税世帯) 500円(市民税非課税世帯) 0円(生活保護世帯)

4) 乳児一時預かり[ママゆったり] (生後4か月まで)

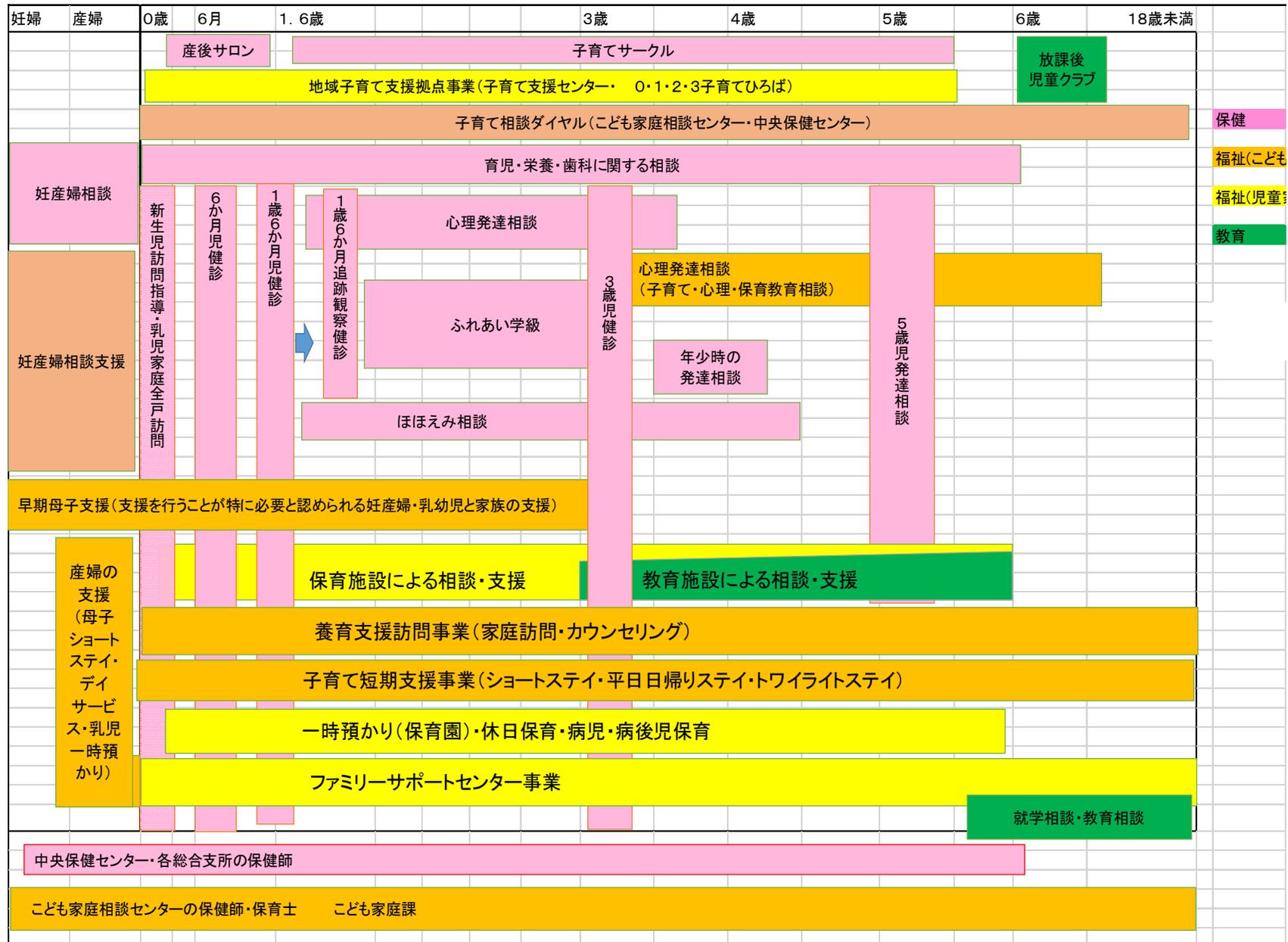
助産師による乳児の預かりと送迎時産婦に相談・保健指導を行う。

4時間まで 1,000円(市民税課税世帯) 500円(市民税非課税世帯) 0円(生活保護世帯)

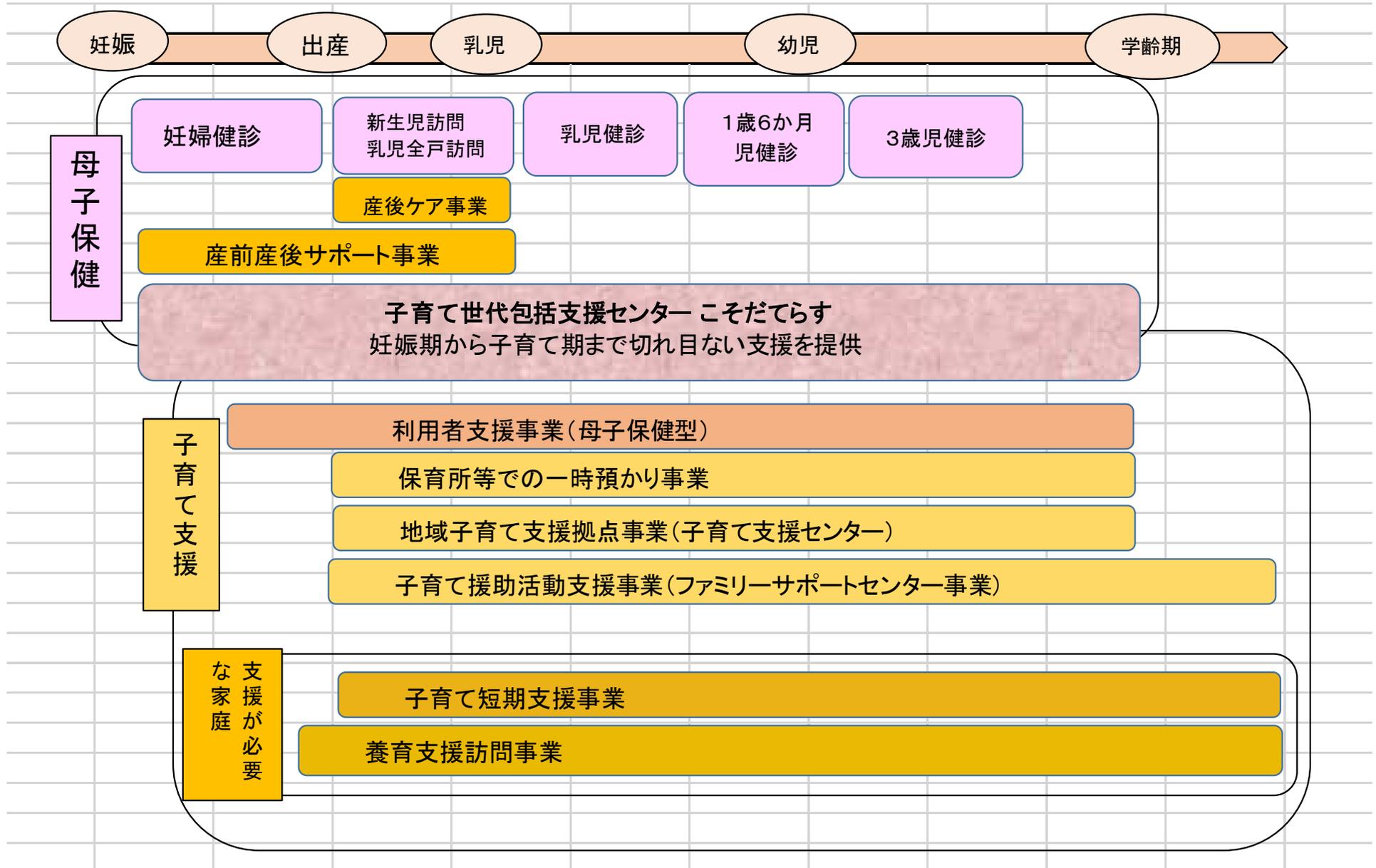
4時間超8時間までは上記の2倍

* 2)3)4)は産科医療機関、助産所等に事業委託

妊娠期からの母子保健と子育て支援



鳥取市における母子保健施策と子育て支援施策の概要



Ⅲ. こども家庭相談センター(子ども家庭総合支援拠点)

《妊娠期から子育て期・学齢期から18歳未満の児童とその家族への 切れ目ない相談支援》

1. 子ども家庭支援

子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、家庭からの相談・必要な情報収集、調査及び指導を行う。並びにこれらに付随する業務を行う。また必要な支援を行う。

(1) 利用者支援事業(母子保健型)・・・子育て世代包括支援センター

- ・特に支援が必要な妊産婦及び乳幼児・学齢期、18歳未満の児童を対象に、地域の保健医療又は福祉・NPO法人等関係機関との連絡調整、相談支援を行い子ども虐待の防止を図る。

(2) 妊娠・出産包括支援事業

① 産前・産後サポート事業・・・○電話・訪問等による相談支援(アウトリーチ型)

② 産後ケア事業・・・○電話・訪問等による相談支援(アウトリーチ型)

○生後3か月までの母子ショートステイ(宿泊型)

○生後4か月までの母子デイサービス(個人)と乳児一時預かり[ママゆったり]

(3) 子育て相談ダイヤル

(4) 母子保健事業と連携(新生児訪問、乳幼児健康診査)

(5) らくだクラブ(親と子の健やか推進事業)

(6) 子育て支援事業

1) 養育支援訪問事業(家庭訪問、カウンセリング)

2) 子育て短期支援事業(ショートステイ、平日日帰りステイ、トワイライトステイ)

(7) 特定妊婦・要支援児童・要保護児童と家族への支援

・電話や訪問等で相談支援

2. 要保護児童等の通告相談受理と対応

3. 要保護児童対策地域協議会(調整機関)の運営

4. 妊娠SOS相談

5. 子ども家庭相談・支援、婦人相談・支援

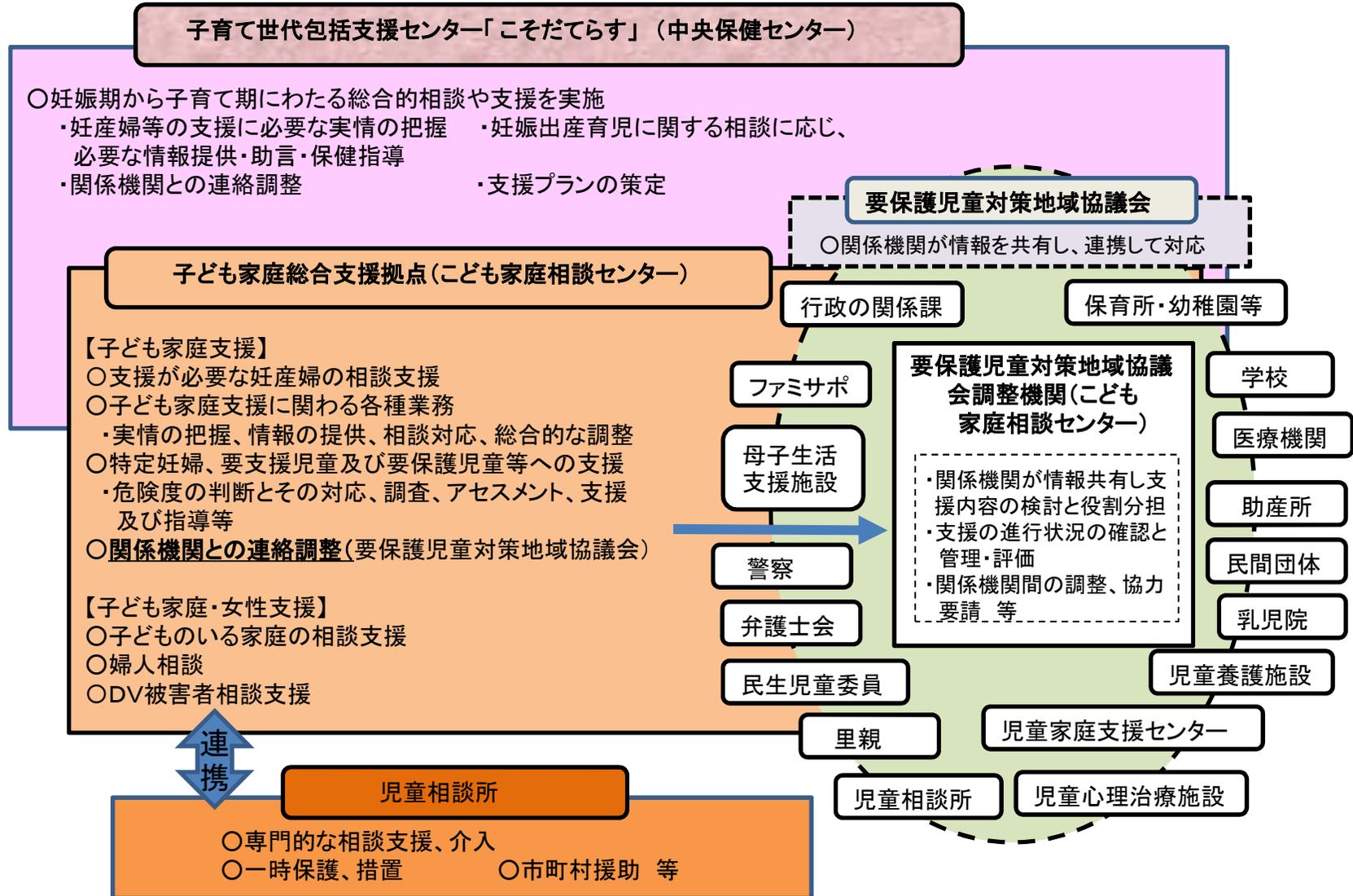
6. DV被害者相談・支援

* こそだてらす・地区担当保健師と共同

利用者支援事業、子育て支援事業、発達相談

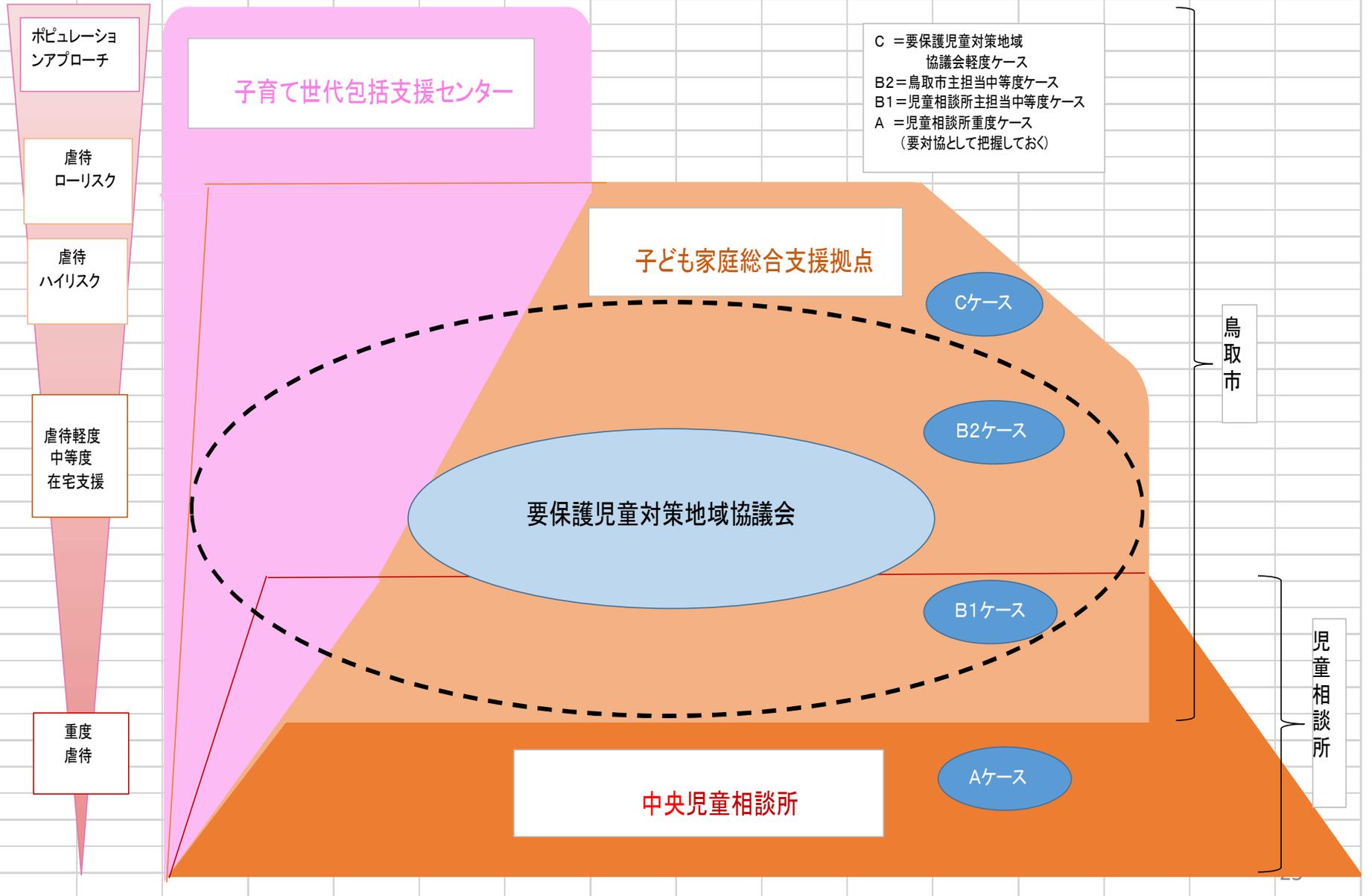
年度	・ダイアル ・乳幼児健診 時子育て相談	妊娠・出産包括支援事業 利用者支援事業 (母子保健型)	妊娠・出産包括支援事業 〔産後ケア〕	子育て短期支援事業	妊娠SOS 相談	発達相談・ 発達検査
25 年度	ダイアル 187 乳幼児健診 303	全妊婦相談 1,680 フォロー妊婦 308 (特定妊婦 42)		ショートステイ 481日 トワイライトステイ 133日	20	1,324
26 年度	ダイアル 198 乳幼児健診 285	全妊婦相談 1,679 フォロー妊婦 338 (特定妊婦 40)	乳児一時預かり 20件 母子ショート 1組	ショートステイ 631日 トワイライトステイ 91日	14	1,576
27 年度	ダイアル 240 乳幼児健診 476	全妊婦相談 1,660 フォロー妊婦 342 (特定妊婦 87)	乳児一時預かり 58件 母子ショート 3組	ショートステイ 667日 トワイライトステイ 91日	11	1,536
28 年度	ダイアル 197 乳幼児健診 340	全妊婦相談 1,529 フォロー妊婦 244 (特定妊婦 52)	乳児一時預かり 44件 母子ショート 14組	ショートステイ 730日 トワイライトステイ 229日	22	1,673
29 年度	ダイアル 201 乳幼児健診 140	全妊婦相談 1,566 フォロー妊婦 429 (要支援 157 内 特定妊婦 74)	乳児一時預かり 60件 母子ショート 10組 母子デイサービス 18組	ショートステイ 717日 トワイライトステイ 218日 平日日帰りステイ 108日	7	1,792

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点



「子育て世代包括支援センターこそだてらす」と「子ども家庭総合支援拠点」、「児童相談所」の関わりと「要保護児童対策地域協議会」

妊娠前期・中期・後期 0歳 3歳 7歳 13歳 16歳 18歳 20歳 22歳



ポピュレーション
ンアプローチ

虐待
ローリスク

虐待
ハイリスク

虐待軽度
中等度
在宅支援

重度
虐待

子育て世代包括支援センター

子ども家庭総合支援拠点

要保護児童対策地域協議会

中央児童相談所

C = 要保護児童対策地域協議会軽度ケース
B2 = 鳥取市主担当中等度ケース
B1 = 児童相談所主担当中等度ケース
A = 児童相談所重度ケース
(要対協として把握しておく)

Cケース

B2ケース

B1ケース

Aケース

鳥取市

児童相談所

Ⅲ. こども家庭相談センター(子ども家庭総合支援拠点)職員配置状況

平成28年6月 改正児童福祉法

市区町村は全ての子どもの権利を擁護するため、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいく ソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点(市区町村子ども家庭総合支援拠点)の設置に努めるものとする。(児童福祉法10条の2)

○支援拠点は、人口規模に応じた職員配置が必要であり、鳥取市は中規模となる。

中規模型(中規模支部): 児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満 (総人口約17万人以上約45万人未満)

鳥取市: 児童人口 約3万人 総人口約19万人

《職員配置》

鳥取市は中規模型で常時計6名以上の専門職の配置が必要

①子ども家庭支援員

資格等…社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等 ⇒ 常時3名(1名は非常勤形態でも可)

②心理担当支援員

資格等…大学や大学院において心理学を専修する学科又はこれに相当する過程を修めて卒業した者 ⇒ 常時1名(非常勤形態でも可)

③虐待対応専門員

資格等…社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等 ⇒ 常時2名(非常勤形態でも可)

支援員等	平成29年度	平成30年度
①子ども家庭支援員 常時3名 (1名は非常勤可)	常勤社会福祉士 1名 常勤保育士 1名 非常勤保育士 1名 非常勤保育士 1名	常勤社会福祉士 1名 常勤保育士 1名 非常勤保育士 1名 非常勤保育士 1名
②心理担当支援員 常時1名 (非常勤可)	非常勤心理職 1名	常勤心理職 1名 非常勤心理職 1名
③虐待対応専門員 常時2名 (非常勤可)	常勤保健師 1名 非常勤保健師 1名 常勤保健師 1名	常勤保健師 1名 非常勤保健師 1名 常勤保健師 1名

2. 要保護児童等相談・通告受理件数の推移

経路	児童相談所	保健センター	福祉事務所他	保育園	医療機関	学校	民生児童委員	家族親族	近隣知人	その他	合計
H24年度	18	27	19	7	45	13	3	16	6	9	163
H25年度	19	39	26	21	40	27	3	36	16	11	238
H26年度	43	37	33	12	66	34	0	35	7	12	279
H27年度	21	30	26	9	70	41	0	34	10	14	255
H28年度	16	27	30	18	70	36	0	30	12	10	249
H29年度	27	34	33	10	75	23	0	33	1	13	249

産婦人科からの相談が9割以上を占める

3. 鳥取市要保護児童対策地域協議会

○要保護児童対策地域協議会とは

虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童等の早期発見や適切な支援等を行うために、必要な情報を共有し支援内容の検討を協議し、関係機関の連携と協力のもと適切な支援を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的に設置された法定協議会。

○対象者

1. 要保護児童等

- (1) 要保護児童・・・保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者
- (2) 要支援児童・・・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者(子育てに対し強い不安や孤立感などを抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭の児童)
- (3) 特定妊婦・・・出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（望まない妊娠、若年妊婦、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦）

2. 非行児童

3. 障がい児

3. 要保護児童対策地域協議会は三層構造

《個別支援会議》

通告や相談を受けたケースの今後の支援を検討する会議。平成29年度は153回実施。
直接ケースに関わる機関が集まり、要保護児童等の状況把握や問題点の確認を行い適切な支援に向けての検討と役割分担を行う。

参加機関: 直接ケースに関わる機関や関わる可能性のある機関の担当者

《実務者会議》

実際に活動する実務者で構成する協議会の主体となる会議。平成29年度は6回実施。

- ・2か月に1回の定期的な確認(児童相談所の養護ケースと非行ケースの共有・ランク確認。
鳥取市要保護児童対策地域協議会ケースの共有・ランクの確認)
- ・要保護児童等の支援の創造・検討を行う。

参加機関: 児童相談所、学校教育課生徒指導係、子ども家庭支援センター希望館、当センターの4機関

《代表者会議》

機関や組織の代表、管理職などで構成され基本的に年1回実施。
協議会活動への理解を深め、認識を高めることで、実務者が活発に活動できる環境作りを推進する。

- ・昨年度の事業のまとめと評価を報告し協議する。
- ・市民啓発・研修等の在り方の協議

参加機関: 22の関係機関・部署の代表者

平成30年度鳥取市要保護児童対策地域協議会実務者会議

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実務者会議		5/23 (水) 児相		7/26 (水) 市		9/26 (水) 市 (予定児相)		11/28 (水) 市		1/23 (水) 児相		3/20 (水) 市
【1部】 市と児相						過年分①				過年分②		過年分
		新規児相ケ ースと新規 市ケース						現年分				現年分
								困難事例 協議				Ⅱ 次年度へ
【2部】 市と児相 と市教委										小・中学校 移行支援 ケースの確認		
【2部】 4機関		児相、市、希望館 の事例		新規相談 (4～7月) 困難事例		新規相談 (7～9月)		新規相談 (9～11月)		新規相談 (11～1月) 希望館の事例		新規相談 (1～3月)
市と児相 事前協議				7月13日	8月20日		10月10日		12月21日			

- 鳥取市子ども家庭総合支援拠点（こども家庭相談センター）
- 鳥取県児童相談所（中央児童相談所）
- 鳥取市教育委員会（学校教育課生徒指導係）
- 児童家庭支援センター（子ども家庭支援センター希望館）

要保護児童対策地域協議会

(会議とケース数)

平成25年度	個別支援会議	197回	実務者会議	6回	代表者会	1回
平成26年度	個別支援会議	193回	実務者会議	6回	代表者会	1回
平成27年度	個別支援会議	207回	実務者会議	6回	代表者会	1回
平成28年度	個別支援会議	172回	実務者会議	7回	代表者会	1回
平成29年度	個別支援会議	153回	実務者会議	6回	代表者会	1回

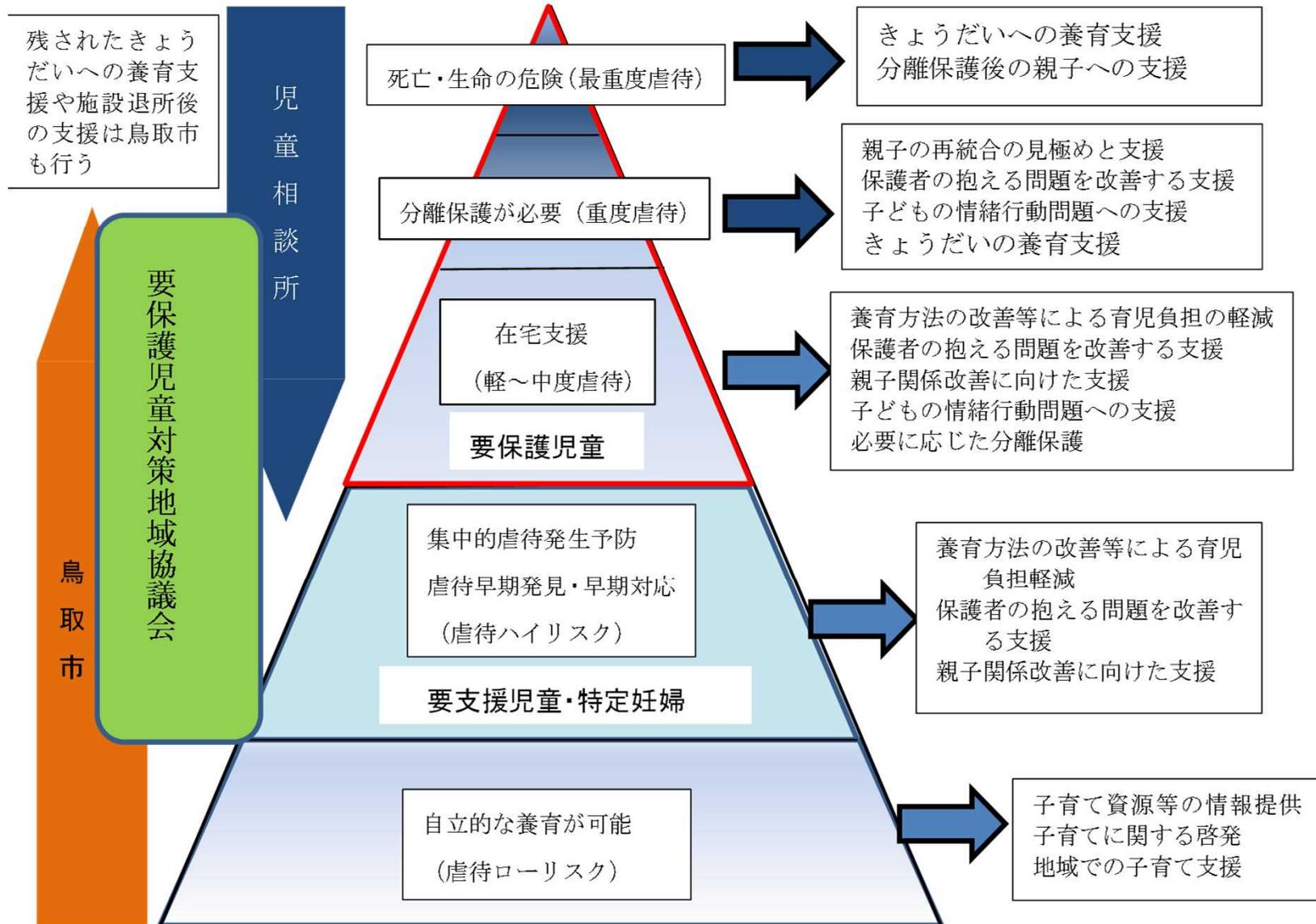
{鳥取市要対協関連集計}

	H26年3月末時点	H27年3月末	H28年3月末	H29年3月末	H30年3月末
要対協ケース	368ケース	399ケース	324ケース	351ケース	369ケース
A 施設入所	16ケース	11ケース	8ケース	10ケース	7ケース
B1 児相主体	44ケース	60ケース	32ケース	50ケース	50ケース
B2 要対協主体	75ケース	111ケース	153ケース	138ケース	95ケース
C 要対協	233ケース	217ケース	131ケース	153ケース	217ケース

【ケース分類の目的】

支援の継続性の確保と主たる進行管理の責任の所在の明確化

虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市町村・要保護児童対策地域協議会の関わりと役割



IV. 拠点の課題及び今後の見通し

【課題】

- ・ 平成23年2月から全妊婦の状況を把握し、特に支援が必要な妊産婦と乳幼児への支援は、当センターが主担当になり、必要に応じ地区担当保健師と共に支援を行っていたが、平成29年度から全妊婦とフォロー妊婦は地区担当保健師が主に担当し特定妊婦は当センターが主担となり、共同で相談支援を行っている。新任期の保健師へのスキルアップを図っているところである。

また、妊産婦への相談支援に関しては母子保健(地区担当保健師)と児童福祉(こども家庭相談センタースタッフ)のきめ細かな情報共有が必要。

- ・ 専門職の継続的配置とスキルの担保

【今後の展望】

- ・ 2020年度、駅南庁舎に、鳥取市保健所と中央保健センター等の健康づくりと妊娠期から子育て期、学齢期から18歳未満の児童へと切れ目のない相談支援を一体的に行う「子育て世代包括支援センターこそだてらす」と子ども家庭支援や子ども発達支援を行う部署を同じフロアーに配置し、「健康づくりと子育て支援の総合拠点」を整備する予定。